

日本学生支援機構奨学生（平成27年4月以降も貸与期間がある者）

「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学生で、平成27年4月以降も引き続き奨学金の貸与を希望する者は、必ずスカラネット・パーソナル経由で「奨学金継続願」を提出（入力）しなければなりません。（スカラネット・パーソナルへの登録だけでは、「奨学金継続願」を提出（入力）したことにはなりませんので、ご注意ください。）

「奨学金継続願」の提出に先立って、必要書類等を交付しますので、対象者は下記の期間内に**必ず**受け取りに来てください。

所定期間内に提出がないと、奨学金は廃止となります。

記

1. 対象奨学生

平成26年10月現在貸与中の者

ただし、今年度満期者、11月以降採用者及び12月現在貸与終了手続者は除く。

2. 書類の交付期間・場所

対象	交付期間	場所
学部1・2回生	12月17日(水)～1月23日(金) 各日 14:00～16:00	学務部学生課奨学掛窓口 ■学生証を持参してください。 ■最終日は混雑しますので、なるべく早めに受け取りに来てください。
学部3回生以上 ・ 大学院生	所属学部・研究科教務掛等の 指定期間	所属学部・研究科の教務掛等

※交付する「個人宛封筒」の中に、「奨学金継続願の提出手続きについて」・「貸与額通知書」等が入っています。

3. 「奨学金継続願」スカラネット・パーソナル入力期間

12月15日(月)～平成27年1月23日(金)【各日8時～25時】

(※年未年始のため、12月27日(土)～平成27年1月4日(日)は入力不可。)

4. 注意事項

- 4月以降休学等により奨学金を休止（振込を一時中断）する場合も、「奨学金継続願」は、必ず提出してください。

※休学届を各所属の教務掛へ提出後、速やかに学務部学生課奨学掛で休止の手続をしてください（印鑑持参）。

- 併用貸与者は、それぞれに「奨学金継続願」の提出が必要です。

不明な点がありましたら学務部学生課奨学掛までお問い合わせください。

平成26年12月
学務部学生課奨学掛
075-753-2535